

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の規定の施行の状況に関する報告

平成 十七年七月十五日から

平成二十二年七月三十一日まで

平成二十二年十一月

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の規定の施行の状況に 関する報告

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）附則第四条の規定に基づき、同法の施行日である平成十七年七月十五日から平成二十二年七月三十一日までの間（以下「対象期間」という。）における同法の規定の施行の状況を左記のとおり報告します。

記

第一 総則

一 精神保健審判員

厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、精神保健判定医の名簿を最高裁判所に送付しなければならないこととされ（第六条第二項）、精神保健審判員は、当該名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命することとされた（同条第一項）。

対象期間に名簿に記載された精神保健判定医の数は、表一のとおりである。

(表一) 名簿に記載された精神保健判定医の数

名簿を送付した年度 保健判定医の数	平成十七年度	平成十八年度	平成十九年度	平成二十年度	平成二十一年度
	四百四十九	六百五十九	七百九十六	八百七十三	九百五

二 精神保健参与員

厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術を有する者（以下「精神保健参与員となるべき者」という。）の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならないこととされ（第十五条第二項）、精神保健参与員は、当該名簿に記載された精神保健参与員となるべき者のうち、当該地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定することとされた（同条第一項）。

対象期間に名簿に記載された精神保健参与員となるべき者の数は、表二のとおりである。

(表二) 名簿に記載された精神保健参与員となるべき者の数

名簿を送付した年度	平成十七年度	平成十八年度	平成十九年度	平成二十年度	平成二十一年度
名簿に記載された精神保健 参与員となるべき者の数	四百五	五百二十四	六百二十一	七百十四	七百三十七

三 指定医療機関

1 指定入院医療機関

指定入院医療機関の指定は、国、都道府県等が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行うこととされた（第十六条第一項）。

平成二十二年七月三十一日現在の指定入院医療機関の数は、表三のとおりである。

(表三) 指定入院医療機関の数

開設主体	国関係	都道府県関係	合計
指定入院医療機関の数	十四	十	二十四
病床の数	四百四十五	百二十一	五百六十六

2 指定通院医療機関

指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行うこととされた（第十六条第二項）。

平成二十二年七月三十一日現在の指定通院医療機関の数は、表四のとおりである。

（表四）指定通院医療機関の数

類型	病院	診療所	薬局	病院又は診療所に準ずるもの	合計
指定通院医療機関の数	三百四十五	二十三	二千三百三十三	六十六	二千七百六十七

四 保護観察所及び社会復帰調整官

保護観察所は、精神保健観察の実施等の事務をつかさどることとされ（第十九条）、保護観察所に、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、精神保健観察の実施等の事務に従事する社会復帰調整官を置くこととされた（第二十条）。

平成二十二年度における社会復帰調整官の配置人員は百十二人であり、このうち、精神保健福祉士の

資格を有する者は百五人、保健師の資格を有する者は四人、看護師の資格を有する者は九人、作業療法士の資格を有する者は三人及び社会福祉士の資格を有する者は三十七人である。

第二 審判

一 通則

1 事実の取調べ

裁判所は、決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる」とされた（第二十四条第一項）。

対象期間に証人調べ又は参考人調べが行われた人員は表五のとおりである。

（表五） 証人調べ又は参考人調べが行われた人員

種別 証人調べが行われた人員	入院・通院 六十七	退院・入院継続確認 一	処遇終了・通院期間延長 再入院 ○	合計 六十九
参考人調べが行われた人員 七百八十三	七十一	九	五	八百六十八

2 付添人及び必要的付添人

対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる」とされ（第三十条第一項）、裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができる」とされた（同条第三項）。

なお、裁判所は、二一(一)の申立てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならないこととされた（第三十五条）。

対象期間に付添人が選任された人員は表六のとおりである。

(表六) 付添人が選任された人員

種別	入院・通院	退院・入院継続確認	処遇終了・通院期間延長	再入院	合計
国選付添人が選任された人員	千五百七十五	五十七	七	十	千六百四十九
私選付添人が選任された人員	二百七	三十三	一	一	二百四十二
付添人が選任された人員の総数	千七百七十八	九十	八	十一	千八百八十七

(注) 延べ人員であり、対象者一人につき国選付添人及び私選付添人が選任された場合は、それぞれに計上されている。

3 審判期日

裁判所は、審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができることとされた（第三十一条第一項）。

対象期間に審判期日が開かれた人員は表七のとおりである。

（表七）審判期日が開かれた人員

員 回数別的人 員	種別		入院・通院		退院・入院継続確認	処遇終了・通院期間延長	再入院	合計
	三回	二回	○回	二十九				
八	七十	三	一千六百七十六	二百三十五	二千五百九十五	百二十一	五	二千七百五十
三	○	○	三十一	七	三十一	五	二千七百五十	三
○	○	○	七十三	七十三	九百四十九	十一	十一	九百四十九

なお、審判期日は、裁判所外においても開くことができるなどとされていいるところ（同条第九項）、審判期日が裁判所外で行われた人員は二百八十六人である。

4 精神保健参与員の関与

裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、意見を聴くため、特に必要がないと認めるときを除

き、精神保健参与員を審判に関与させることとされた（第三十六条、第五十三条、第五十八条及び第六十三条）。

対象期間に精神保健参与員が関与した人員は表八のとおりである。

（表八）精神保健参与員が関与した人員

種別 精神保健参与員が関与した人員	入院・通院	退院・入院継続確認	処遇終了・通院期間延長	再入院	合計 千九百五十八
	千六百九十五	二百九	五十	四	

5 生活環境の調査

裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができることとされた（第三十八条、第五十三条、第五十八条及び第六十三条）。

対象期間に生活環境の調査が実施された人員は表九のとおりである。

(表九) 生活環境の調査が実施された人員

種別 生活環境の調査が実施された人員	入院・通院	退院・入院継続確認	処遇終了・通院期間延長 再入院	合計
	千八百三十六	三十六		
			四	千八百八十一

二 入院又は通院

1 檢察官による申立て

(一) 檢察官は、被疑者が対象行為を行つたこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は対象行為について、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条第一項の規定による無罪の確定裁判若しくは同条第二項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。）があつたときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかないと認める場合を

除き、地方裁判所に対し、5の決定をすることを申し立てなければならないこととされた（第三十条第一項本文）。

対象期間に検察官により申立てがされた人員は表十のとおりである。

（表十）検察官による申立人員

刑事処分別 の人員	申立人員		対象行為別の人員		
	不起訴処分 確定判決		放火等	強制わいせつ、強姦等	殺人等
千六百三十五	四百四十二	九十	四百五十二	六百四	七十九
二百二十五	六十九	十七	六十三	五十八	二十五

（注）複数の種類に当たる対象行為を行つた者は、それぞれに計上されている。同種の対象行為を複数行つた者は、その対象行為について一人と計上されている。

（二）検察官は、刑法第二百四条に規定する行為を行つた対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の他害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、（一）の申立てをしないことができることとされた（第三十三条第三項本文）。

対象期間に、(一)この法律による医療を受けさせる必要が明らかないと認める場合に当たるとして申立てをしなかつた人員は五十七人、(二)により申立てをしなかつた人員は二百九十人である。

2 鑑定入院命令及び同決定

(一) 1(一)の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要が明らかないと認める場合を除き、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ5又は6(一)の決定があるまでの間住院させる旨を命じなければならぬこととされた(第三十四条第一項前段)。

(二) (一)の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して二月を超えることができないこととされた(同条第三項本文)。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもつて、この期間を延長することができることとされた(同項ただし書)。

(三) 裁判所は、(一)の命令が発せられていない対象者について3の鑑定を命ずる場合において、必要が

あると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ⁵又は⁶（一）の決定があるまでの間住院させる旨を命ずることができることとされた（第三十七条第五項前段）。

対象期間に（一）の命令又は（三）の決定のあつた人員は千七百六十三人であり、鑑定入院の期間は、一月以内が八人、二月以内が五百八十八人、二月超が千百六十七人である。

3 対象者の鑑定

裁判所は、対象者に關し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならぬこととされた（第三十七条第一項本文）。

対象期間に鑑定が行われた人員は千七百五十二人である。

4 対象行為の存否についての審理の特則

裁判所は、公訴を提起しない処分において、対象行為を行つたこと及び心神喪失者又は心神耗弱者

であることが認められた対象者について 1(一)の申立てがあつた場合において、必要があると認めると
きは、検察官及び付添人の意見を聴いて、対象行為を行つたと認められない場合に該当するか否かに
ついての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることとされた

(第四十一条第一項)。

対象期間に別の合議体による裁判所で行う旨の決定があつた人員は十四人である。

5 入院等の決定

裁判所は、1(一)の申立てがあつた場合は、3の鑑定を基礎とし、かつ、対象者の生活環境等を考慮
し、次に掲げる区分に従い、決定をしなければならないこととされた（第四十一条第一項）。

(一) 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰
することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合
医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

(二) (一)の場合を除き、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うこと
なく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める

場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定

(三) (一)又は(二)の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定

また、裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもつて、当該申立てを却下しなければならないこととされた（同条第二項）。

対象期間に(一)ないし(三)の決定がされた人員は表十一のとおりである。また、対象期間に不適法を理由に1(一)の申立てが却下された事例はない。

(表十一) 入院等の決定人員

		決定人員		対象行為別の人員	
		放火等	強制わいせつ、強姦等	殺人等	傷害
入院決定	千七十八	二百六十五	五十三	三百二十四	
通院決定	三百二十四	百十五	十三	八十	四百六
不処遇決定	三百三	百四	二十四	七十	四十九
		九十二	二十一		

(注一) 対象行為別の人員は、申立時の対象行為に基づいて区分しており、延べ人員である。

(注二) 複数の種類に当たる対象行為を行つた者は、それぞれに計上されている。同種の対象行為を複数行つた者は、その対象行為について一人と計上されている。

なお、検察官は、1(一)の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る。）が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならないこととされた（第七十四条第二項）。

対象期間に検察官が当該申立てを取り下げた人員は十五人である。

6 申立ての却下等

(一) 裁判所は、公訴提起をしない処分において、対象行為を行つたこと及び心神喪失者又は心神耗弱者であることが認められた対象者について1(一)の申立てがあつた場合において、対象行為を行つたと認められない場合又は心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないと認める場合は、決定をもつて、申立てを却下しなければならないこととされた（第四十条第一項）。

対象期間に申立てを却下する決定がされた人員は六十人である。このうち、対象行為を行つたと認められない場合に該当するとして申立てが却下された人員は六人、心神喪失者及び心神耗弱者の

いざれでもないと認める場合に該当するとして申立てが却下された人員は五十四人である。

(二) 裁判所は、検察官が心神喪失者と認めて公訴を提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならず、この場合において、検察官は、当該決定の告知を受けた日から二週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるか否かを通知しなければならないこととされた（同条第二項）。

対象期間に(二)の決定がされた人員は七十七人であり、このうち、検察官が申立てを取り下げた人員は十人である。

7 被害者等の傍聴

裁判所は、(一)の申立てに対する審判について、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）から申出があるときは、その申出をした者に対し、審判期日において審判を傍聴することを許すことができる」ととされた（第四十七条第一項）。

対象期間に被害者等による審判の傍聴の申出が許可された事件の件数は五十件であり、傍聴の申出が許可されなかつた事件の件数は四件である。

8 被害者等に対する通知

裁判所は、5又は6(一)の決定をした場合において、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、対象者の氏名及び住居並びに決定の年月日、主文及び理由の要旨を通知することとされた（第四十八条第一項本文）。ただし、その通知をすることが対象者に対する医療の実施又はその社会復帰を妨げるおそれがあり相当でないと認められるものについては、この限りでないこととされた（同項ただし書）。

対象期間に通知の申出をした被害者等の人員は四十九人であり、このうち、通知がされた人員は三十六人である。

三 退院又は入院継続

1 指定入院医療機関の管理者による申立て

(一) 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果

果、二五(一)又は五四(一)の決定により入院している者について、精神障害の類型等を考慮し、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認めることができなくなつた場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の申立てをしなければならないこととされた（第四十九条第一項）。

(二) 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、二五(一)又は五四(一)の決定により入院している者について、精神障害の類型等を考慮し、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させてこの法律による医療を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長の意見を付して、二五(一)、三四(一)又は五四(一)の決定があつた日から起算して六月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入院継続の確認の申立てをしなければならないこととされた（同条第二項本文）。

二五(一)又は五四(一)の決定により入院している者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、退院の許可又はこの法律による医療の終了の申立てをすることとされた（第五十条）。

対象期間に1又は2の申立てがされた人員は表十二のとおりである。

(表十二) 退院の許可等の申立人員

種別 申立人員	1(一) の退院許可 六百六十三	1(二) の入院継続確認 二千百十五	2の退院許可 百七十六	2の処遇終了 八十	合計 三千三十四

3 対象者の鑑定

裁判所は、1又は2の申立てに対する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができることとされた（第五十二条前段）。

対象期間に鑑定の行われた人員は一人である。

4 退院の許可等の決定

裁判所は、1又は2の申立てがあつた場合は、指定入院医療機関の管理者の意見等を基礎とし、かつ、対象者の生活環境等を考慮し、次に掲げる区分に従い、決定をしなければならないこととされた（第五十一条第一項）。

(一) 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院を継続させてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院の許可の申立て若しくはこの法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は入院を継続すべきことを確認する旨の決定

(二) (一)の場合を除き、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定

(三) (一)又は(二)の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定
また、裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもつて、当該申立てを却下しなけ

ればならないこととされた（同条第二項）。

対象期間に(一)ないし(三)の決定がされた人員は表十三のとおりである。また、対象期間に1又は2の申立てが却下された人員は二十四人である。

(表十三) 退院の許可等の決定人員

決定人員	対象行為別の人員			
	放火等	強制わいせつ、強姦等	殺人等	傷害
入院継続確認等決定	二千百二	四百四十九	百二	六百八十四
退院許可決定	四百七十五	百十四	二十七	七百八十
処遇終了決定	百十九	三十八	六	八十七
			二十五	八十七
			四十二	二十三
			八	

(注) 対象行為別の人員は、申立時の対象行為に基づいて区分しており、複数の種類に当たる対象行為を行った者は、法定刑の最も重い対象行為に計上されている。

四 処遇の終了又は通院期間の延長

1 保護観察所の長による申立て

(一) 保護観察所の長は、二五(二)又は三四(二)の決定を受けた者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの

法律による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなつた場合は、当該決定を受けた者に對して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付し、直ちに、地方裁判所に對し、この法律による医療の終了の申立てをしなければならないこととされた（第五十四条第一項）。

(二) 保護観察所の長は、二五(二)又は三四(二)の決定を受けた者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間（当該決定があつた日から起算して三年間）を延長してこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合は、当該決定を受けた者に對して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付し、当該期間が満了する日までに、地方裁判所に對し、当該期間の延長の申立てをしなければならないこととされた（第五十四条第二項）。

対象者等による申立て

二五(二)又は三四(二)の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に對し、この法律によ

る医療の終了の申立てをすることとされた（第五十五条）。

対象期間に1又は2の申立てがされた人員は表十四のとおりである。

（表十四）処遇の終了等の申立人員

種別 申立人員	1(一)の処遇終了 百五十	1(二)の通院期間延長 十	2の処遇終了 五	合計 百六十五
------------	------------------	------------------	-------------	------------

3 対象者の鑑定

裁判所は、1又は2の申立てに対する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができることとされた（第五十七条前段）。

対象期間に鑑定が行われた事例はない。

4 処遇の終了等の決定

裁判所は、1又は2の申立てがあつた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見等を基礎とし、かつ、対象者の生活環境を考慮し、次に掲げる区分に従い、決定をしなければならないこととされた（第五十六条第一項）。

(一) 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は二五(二若しくは三四(二)の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定

(二) (一)の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

また、裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもつて、当該申立てを却下しなければならないこととされた（同条第二項）。

対象期間に(一)又は(二)の決定がされた人員は表十五のとおりである。また、対象期間に1又は2の申立てが却下された事例はない。

(表十五) 処遇の終了等の決定人員

決定人員	対象行為別の人員			
	放火等	強制わいせつ・強姦等	殺人等	傷害
通院期間延長等決定	十三	〇	三	二
処遇終了決定	百三十七	四十四	十	二十九
				四十九
				五

(注) 対象行為別の人員は、申立時の対象行為に基づいて区分しており、複数の種類に当たる対象行為を行った者は、法定刑の最も重い対象行為に計上されている。

五 再入院等

1 保護観察所の長による申立て

(一) 保護観察所の長は、二五(二)又は三四(二)の決定を受けた者について、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認めるに至つた場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付し、地方裁判所に対し、入院の申立てをしなければならないこととされた

(第五十九条第一項)。

(二) 二五(二又は三四(二))の決定を受けた者が、指定通院医療機関による入院によらない医療を受ける義務に違反し又は第百七条各号に掲げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、(一)と同様とすることとされた(第五十九条第二項本文)。

対象期間に再入院等の申立てがされた人員は表十六のとおりである。

(表十六) 再入院等の申立て人員

種別 申立て人員	(一)の再入院等	(二)の再入院等	合計
	十三	一	
		十四	

2 鑑定入院命令及び同決定

- (一) 1の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ4の決定があるまでの間住院させる旨を命ずることができることとされた(第六十条第一項前段)。
- (二) (一)の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して一月を超えることができない

いこととされた（同条第三項本文）。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもつて、この期間を延長することができる」とされた（同項ただし書）。

(三) 裁判所は、(一)の命令が発せられていない対象者について3の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ4の決定があるまでの間住院させる旨を命ずることができることとされた（第六十二条第二項前段）。

対象期間に(一)の命令又は(三)の決定があつた人員は十人であり、鑑定入院の期間は、一月以内が二人、一月超が八人である。

3 対象者の鑑定

裁判所は、1の申立てに対する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができ

ることとされた（第六十二条第一項前段）。

対象期間に鑑定が行われた人員は八人である。

4 再入院等の決定

裁判所は、1の申立てがあつた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見等を基礎とし、かつ、対象者の生活環境等を考慮し、次に掲げる区分に従い、決定をしなければならないこととされた（第六十一条第一項）。

- (一) 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定
- (二) (一)の場合を除き、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を受けさせる必要があると認める場合 申立てを棄却する旨の決定
- (三) (一)又は(二)の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

また、裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもつて、当該申立てを却下しなければならないこととされた（同条第二項）。

対象期間に一ないし三の決定がされた人員は表十七のとおりである。また、対象期間に1の申立てが却下された事例はない。

（表十七）再入院等の決定人員

決定人員	対象行為別の人員		
	放火等	強制わいせつ・強姦等	殺人等
傷害	強盗等		
十	一	一	一
一	○	○	○
五	一	一	○
三	一	一	○
○	○	○	○

（注）対象行為別の人員は、申立時の対象行為に基づいて区分しており、複数の種類に当たる対象行為を行つた者は、法定刑の最も重い対象行為に計上されている。

なお、裁判所は、二の決定をする場合において、二二五二又は三一四二の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨の決定をすることができるとされた（同条第三項前段）。

対象期間に当該決定がされた事例はない。

六 抗告及び再抗告

1 抗告

(一) 抗告の申立て

検察官は二五又は二六(一)の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は三四の決定に対し、保護観察所の長は四四又は五四の決定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗告をすることができる」とされた(第六十四条第一項)。

対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二五(一)ないし(三)、三四、四四又は五四の決定に対し、二週間以内に、抗告をすることができるとされた(第六十四条第二項本文)。

(二) 抗告審の裁判

抗告の手続がその規定に違反したときは、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄

却しなければならないこととされた（第六十八条第一項）。また、抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなければならないこととされた（同条第二項本文）。

対象期間に抗告の申立てがされた人員及び決定がされた人員は表十八のとおりである。

（表十八）抗告の申立て人及び決定人

種別	入院・通院		退院・入院継続確認	処遇終了・通院期間延長	再入院	合計
	申立人員	うち検察官等				
決定人員	六	三百十四	三十			
うち原決定取消	九	二百八十九	四			
	三	三十	〇	〇	〇	三
	〇	〇	〇	〇	〇	三百四十七
	〇	三	〇	〇	〇	十二
	十二	三百二十一	十			

（注）申立て人員は、抗告審が記録を受理した人員である。

2 再抗告

（一）再抗告の申立て

検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人

は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした（二）の決定に対し、二週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができることとされた（第七十条第一項本文）。

（二）再抗告審の裁判

（一）の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならないこととされた（第七十一条第一項）。また、（一）の抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消さなければならず、この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができることとされた（同条第二項）。

対象期間に再抗告の申立てがされた人員及び決定がされた人員は表十九のとおりである。

(表十九) 再抗告の申立人員及び決定人員

種別	入院・通院		退院・入院継続確認		処遇終了・通院期間延長		再入院	合計
	申立人員	うち検察官等	四十八	十一	〇	三		
決定人員	うち原決定取消	四十七	十一	〇	〇	〇	〇	五十九

(注) 申立人員は、再抗告審が記録を受理した人員である。

第三 医療

1 医療の実施

厚生労働大臣は、第二の二五(一)若しくは(二)、第二の三四(二)又は第二の五四(一)の決定を受けた者に対し、必要な医療を行わなければならないこととされた(第八十一条第一項)。

対象期間に第二の二五(一)又は第二の五四(一)の決定を受けた者の数は千八十八人である。このうち、平成二十二年七月三十一日現在、入院による医療を受けている者の数は四百八十人であり、その入院

決定時における主病名は統合失調症圏が八十四・四パーセントと大部分を占める。また、対象期間に第二の二五(一)又は第二の五四(一)の決定を受けた者のうち、同日までに退院した者の数は六百八人であり、その平均在院日数は五百七十四日である。入院による医療については、指定入院医療機関における多職種チームが対象者ごとに治療計画を作成した上で提供されるとともに、地域の医療、保健、福祉関係者及び社会復帰調整官との連携が図られている。当該医療の質を確保するため、病棟内で定期的に治療評価会議及び運営会議が開催され、治療方針が確認、決定されているほか、外部委員を加えた倫理会議及び外部評価会議が開催されている。

対象期間に第二の二五(一)又は第二の三四(二)の決定を受けた者の数は七百九十九人である。このうち、平成二十二年七月三十一日現在、入院によらない医療を受けている者の数は、五百二十人である。また、対象期間に第二の二五(一)又は第二の三四(二)の決定を受けた者のうち、同日までに入院によらない医療を終了した者の数は二百七十九人である。入院によらない医療については、指定通院医療機関内の多職種チームが、対象者ごとに個別の治療計画を作成し、地域の医療、保健、福祉関係者及び社会復帰調整官と連携を図りながら提供しており、対象者の精神症状の一時的な悪化に備え、精神

保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく入院も含めた危機介入の計画を個別に立てている。

2 報告の請求及び検査

(一) 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査するため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができることとされた（第八十五条第一項）。

対象期間に指定入院医療機関に対する当該検査を行った事例の件数は六十二件であり、指定通院医療機関に対して当該検査を行つた事例の件数は六十四件である。

(二) 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく(一)の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができることとされた（同条第二項）。

対象期間に指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めた事例はない。

二 入院者に関する措置

1 行動制限等

(一) 指定入院医療機関の管理者は、第二の二五(一又は第二の五四(一))の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができることとされた(第九十二条第一項)。

(二) (一)にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができることとされた(同条第二項)。

(三) (一)による行動制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ、行うことができることとされた(同条第三項)。

対象期間に隔離が行われた人数は百三十八人であり、身体的拘束が行われた人数は二十九人である。

精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告

精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第二の二一五(一又は第二の五四(一)の決定により入院している者の処遇が1の規定に違反していると思料するとき、第九十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく不適当でないと認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において、当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならないこととされた(第九十四条)。

対象期間に精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告がなされた事例はない。

3 処遇改善の請求

第二の二一五(一又は第二の五四(一)の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができることとされた(第九十五条)。

対象期間に処遇改善が請求された事例の件数は七十八件であり、このうち請求者が当該請求を取り上げた事例の件数は六十九件である。

4 処遇改善の請求による審査

厚生労働大臣は、3の請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに關し審査を求めなければならないこととされ（第十九十六条第一項）、社会保障審議会は、当該審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適當であるかどうかに關し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととされた（同条第二項）。

3の請求の審査をするための機関として、平成十七年に社会保障審議会に医療観察法部会が設置された。

対象期間に開催された社会保障審議会医療観察法部会の回数は七回であり、このうち、審査を行った九件については、いずれも「処遇は適當と認める。」との結果である。

5 報告徵収等

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第二の二五(一)若しくは第二の五四(一)の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に關し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第二の二五(一)若しくは第二の五四(一)の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第二の二五(一)若しくは第二の五四(一)の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができることとされた（第九十七条第一項）。

対象期間に報告徴収等が行われた事例の件数は六十二件である。

6 改善命令

厚生労働大臣は、第二の二五(一)又は第二の五四(一)の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が1の規定に違反していると認めるとき、第九十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に適合していないと認めるときその他第二の二五(一)又は第二の五四(一)の決定により指定入院

医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないと認めるとときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を探ることを命ぜることができる」とされた（第九十八条）。

対象期間に改善計画の提出が求められた事例、提出された改善計画の変更を命じられた事例又は改善命令が出された事例はいずれもない。

7 無断退去者に対する措置

第二の二五一又は第二の五四一の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができるとされた（第九十九条第一項）。

対象期間に指定入院医療機関において無断退去者を連れ戻した事例の件数は四件である。

8 外出等

(一) 指定入院医療機関の管理者は、第二の二五一又は第二の五四一の決定により当該指定入院医療機

関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができることとされた（第一百条第一項）。

対象期間に敷地外に外出した事例の件数は延べ七千七百四十七件である。

(二) 指定入院医療機関の管理者は、第二の二五(一)又は第二の五四(一)の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、(一)の方法による医学的管理の下に、一週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができることとされた（同条第二項）。

対象期間に敷地外に外泊した事例の件数は延べ千四百六十六件である。

(三) 指定入院医療機関の管理者は、第二の二五(一)又は第二の五四(一)の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができることとされた（同条第三項）。

対象期間に他の医療施設に入院した事例の件数は延べ十九件である。

保護観察所の長は、第二の二五（一又は第二の五四（一）の決定があつたときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならないこととされ、その援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることとされた（第一百一条）。

対象期間に生活環境の調整が実施された人員は千八十八人である。

第四 地域社会における処遇

一 処遇の実施計画

1 保護観察所の長は、第二の二五（一又は第二の五四（一）の決定があつたときは、当該決定を受けた者に

対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならないこととされた（第百四条第一項）。

2 1の実施計画には、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による援助、都道府県及び市町村による援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載することとされた（同条第二項）。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、1の実施計画について必要な見直しを行わなければならないこととされた（同条第三項）。

4 当該決定があつた場合における医療、精神保健観察及び援助は、1の実施計画に基づいて行わなければならないこととされた（第百五条）。

保護観察所の長は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）第十二条第一項の規定に基づく会議（以下「ケア会議」という。）

を開催し、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長と協議し、1の実施計画を定め、同実施計画の必要な見直しを行つてはいる。当該決定を受けた者に対する地域社会における処遇は、同実施計画に基づいて行われてはいる。

二 精神保健観察

第二の二五(二)又は第二の三四(二)の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付することとされ（第一百六条第一項）、精神保健観察は、精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守るなどの方法によつて実施することとされた（同条第二項）。また、精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、一定の住居に居住すること等の事項を守らなければならないこととされた（第一百七条）。

対象期間に精神保健観察が実施された人員は七百九十九人であり、このうち、第二の二五(二)の決定により精神保健観察を開始した人員は三百二十四人、第二の三四(二)の決定により精神保健観察を開始した

人員は四百七十五人である。また、平成二十二年七月三十一日現在、精神保健観察を実施している人員は五百二十人、対象期間に精神保健観察を終了した人員は二百七十九人である。

対象期間に精神保健観察を終了した者のうち、第二の四一(二)の期間を満了したことにより精神保健観察を終了した人員は百四人、第二の四四(二)の決定により精神保健観察を終了した人員は百三十七人、第二の五四(一)の決定により精神保健観察を終了した人員は十人、第二の五四(三)の決定により精神保健観察を終了した人員は一人である。

三 連携等

1 関係機関相互間の連携の確保

保護観察所の長は、医療、精神保健観察及び援助が、一の実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間ににおいて必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならないこととされ（第百八条第一項）、当該実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指

定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる
こととされた（同条第二項）。

保護観察所の長は、地域社会における処遇に関する都道府県ごとの運営要領の作成、都道府県ごとの運営連絡協議会の開催等を通じ、関係機関との協力体制を整備するとともに、ケア会議の開催等を通じ、処遇の実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めている。

2 民間団体等との連携協力

保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第二の二五二又は第二の三四二の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に対する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならぬこととされた（第百九条）。

保護観察所の長は、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰を促進するため自発的に居住支援、生活支援等を行う民間の団体等との連携協力を図るとともに、精神障害者に対する地域住民等の理解と協力が得られるよう啓発活動等に努めている。

1 保護観察所の長に対する通知

(一) 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第二の二五(二)又は第二の三四(二)の決定を受けた者について、精神障害の類型等を考慮し、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、この法律による医療を行う必要があると認めることができなくなつたときは、直ちに、保護観察は、入院をさせてこの法律による医療を行う必要があると認めるに至つたときは、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならないこととされた（第一百十条第一項）。

対象期間に保護観察所の長が当該通知を受理した事例はない。

(二) 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第二の二五(二)又は第二の三四(二)の決定を受けた者について、精神障害の類型等を考慮し、対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長してこの法律による医療

を行う必要があると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならないこととされた（同条第二項）。

対象期間に保護観察所の長が当該通知を受理した事例はない。

2 保護観察所の長に対する通報

指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第二の二五(二)又は第二の三四(二)の決定を受けた者について、指定通院医療機関による入院によらない医療を受ける義務に違反する事実又は精神保健観察に付された者が守るべき事項を守らない事実があると認めるとときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならないこととされた（第一百十一条）。

対象期間に保護観察所の長が当該通報を受理した事例はない。

五 人材の確保等

国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようとするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるよう努めなければならないこととされた（第一百十三条）。

保護観察所においては、精神保健福祉士等の資格を有する者等精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者を社会復帰調整官に任用し、これら社会復帰調整官に対して、任用後、職務を遂行するため必要とされる司法精神保健福祉及び司法精神医学等の知識及び技能を習得させるための社会復帰調整官初任研修を受講させることにより、また、適宜、社会復帰調整官の職務に関する特定のテーマに対応した研修を受講させることにより、その資質の向上に努めている。

また、精神保健判定医及び精神保健参与員となるべき者並びに地方公共団体等の地域保健福祉に関する事務に携わる職員に対する精神保健判定医等養成研修会、指定医療機関の従事者に対する指定入院医療機関従事者研修会及び指定通院医療機関従事者研修会、指定入院医療機関に勤務する医師の養成を目的とし、医師卒後臨床研修終了後の医師を中心に司法精神医学の研修を実施する事業、海外における司法精神医学の知識及び臨床現場における状況の習得を目的とした精神科急性期医療等専門家養成研修等の各種研修等を実施することにより、その資質の向上に努めている。

第五 罰則

精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者がこの法律の規定に基づく職務の

執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らす行為等について、所要の罰則が整備された（第一百七条から第二百二十二条まで）。

対象期間にこの法律に基づく罰則が適用された事例はない。